
プロジェクト IFRS 適用課題対応
項目 【審議事項】 サプライチェーン・ファイナンス
(リバース・ファクタリング)

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2020 年 6 月に開催された IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、サプライチェーン・ファイナンスの表示及び開示に関する要望書についてご説明し、アジェンダ決定案に対する当委員会の対応(案)についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 要望書及び IASB スタッフによるアウトリーチ結果等の概要

サプライチェーン・ファイナンス（リバース・ファクタリング契約）の概要

2. 要望書では、数種類のサプライチェーン・ファイナンス契約を特定していたが、IASB スタッフの分析の結果、寄せられた質問はリバース・ファクタリング契約に集中しており、また実施したアウトリーチ等の結果によれば、リバース・ファクタリング契約は最も共通した種類のサプライチェーン・ファイナンス契約であったことから、本アジェンダ・ペーパーでは、リバース・ファクタリング契約を対象として検討したとしている。
3. リバース・ファクタリング契約においては、企業が仕入先に対して負っている債務残高を支払う金融機関、及び当該金融機関に対して返済を行う当該企業が関与している。リバース・ファクタリング契約には、大きく 2 つの種類があり、主に以下の事項が可能となるように組成されている。

(1) 企業の仕入先が、買掛金の支払期日より前に資金を受取ることができること

この種のリバース・ファクタリング契約が最も一般的である。当該企業と仕入先間で合意した支払期日は延期されないことが多く、またその他の契約条件も変更されないことが一般的である。したがって、当該企業は、当初の支払期日において金融機関に対して支払うことが多い。しかしながら、あるケースでは、リバース・ファクタリング契約の締結と同時に、当該企業と仕入先間で信用期間の延長が行われる（仕入先のすべてのインボイスに対して適用される場

合がある)。もしリバース・ファクタリング契約が締結されなかった場合には、当該企業はそのような信用期間の延長は享受できなかった可能性がある。

(2) 企業が、買掛金の支払期日より後に決済できること

当該企業と金融機関は、当該企業が金融機関に対する支払期日について別途交渉し合意する。

4. 上記2つの種類の契約においては、いずれも金融機関が提供する“プラットフォーム”を用いて契約当事者間で当該企業のために情報が交換されることが一般的である。当該企業は、仕入先から受け取ったインボイス情報、及び取消不能な支払引受（当該インボイスについて支払う意思があることを確約するもの）（該当ある場合）を当該プラットフォームに転送する。

要望書における質問

5. 要望書では、リバース・ファクタリング契約の表示及び開示に関して、下記の項目を質問していた。
- (1) リバース・ファクタリング契約に関連する債務の表示方法（すなわち、関連するインボイスがリバース・ファクタリング契約の一部である場合における、受け取った財又はサービスに対する支払債務の表示方法）
- (2) リバース・ファクタリング契約に関して、企業が財務諸表上、開示することが求められる内容

IASB スタッフが実施したアウトリーチ等の結果等

6. IASB スタッフが実施したアウトリーチ等の結果によれば、企業が行っているリバース・ファクタリング契約の会計処理は異なっており、多くの人は、当該契約における契約条件の違いが反映されている結果ではないかと述べていたとしている。また、IASB スタッフの認識では、リバース・ファクタリング契約の存在及び影響について財務諸表上開示されていないことが多いとしている。
7. 2020年4月に開催されたIFRS-IC会議では、サプライチェーン・ファイナンス契約の普及状況及び主要な契約条件の内容を確認し、リバース・ファクタリング契約の会計処理について議論が行われた。2020年6月開催のIFRS-IC会議において示されたIASB スタッフの分析は、当該議論において委員から聞かれた意見を踏まえたものであるとされている。

III. 2020年6月開催のIFRS-IC会議

IFRS基準の適用に関するIASBスタッフの分析

(概要)

8. リバース・ファクタリング契約に対するIFRS基準の適用に関して、IASBスタッフは、以下の項目について分析している(具体的な分析内容については、別紙2参照)。

- (1) 財政状態計算書における取扱い
 - ① リバース・ファクタリング契約に係る負債の表示
 - ② 既に認識していた買掛金の認識の中止
- (2) キャッシュ・フロー計算書における取扱い
 - ① リバース・ファクタリング契約に係るキャッシュ・フローの、営業活動から生じるキャッシュ・フロー又は財務活動から生じるキャッシュ・フローへの分類
 - ② 仕入先と金融機関との間で行われる買掛金のファクタリングに係るキャッシュ・フローの総額表示
- (3) 財務諸表に対する注記における取扱い
 - ① 流動性リスク
 - ② 財務活動から生じる負債の変動
 - ③ 重要な判断

(IASBスタッフによる分析結果)

9. IASBスタッフによれば、リバース・ファクタリング契約を行っている企業は、IFRS基準を適用し、以下の取扱いが求められると結論付けたとしている。

- (1) IAS第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」という。)を適用し、当該契約の一部である負債を財政状態計算書のどこに表示するかを決定する。その大きさ、性質又は機能が他の項目と比べて異質であるか否かを評価し、異質である場合には区分表示が求められる。「買掛金及びその他の未払金」の一部として表示するためには、当該負債は、企業の正常営業循環期間において用いられる運転資金の一部である必要がある。

- (2) 既存の買掛金が当該契約の対象となる場合、IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）における認識の中止に関する要求事項を適用し、当該買掛金の認識の中止を行い新たな金融負債を認識するか否かを決定する。
- (3) 当該契約に係るキャッシュ・フローについて、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第7号」という。）を適用し、営業活動の一部か又は財務活動の一部かを決定する。
- (4) 当該契約に関する情報を開示する（以下の項目が含まれる）。
 - ① IFRS 第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第7号」という。）を適用し、当該契約から生じる流動性リスクに対するエクスポージャー
 - ② IAS 第7号を適用し、当該契約の対象となる負債の変動（当該負債に係るキャッシュ・フローが財務活動から生じるキャッシュ・フローに分類される部分に限る）に関して評価するための情報
 - ③ IAS 第1号を適用し、企業の財務諸表を理解するうえで目的適合性がある、当該契約に関して行った判断及び当該契約に関する追加的な情報

投資家の情報ニーズ及びその充足状況に関する IASB スタッフの分析

（投資家の情報ニーズの内容）

10. IASB スタッフが実施したアウトリーチ等の結果によれば、リバース・ファクタリング契約に関する情報は、投資家が意思決定する上で重要であり、①リバース・ファクタリング契約が企業の財政状態及びキャッシュ・フローに及ぼす影響を評価し、また②当該影響について企業間比較するために必要とされているとしている。
11. 投資家は、特にリバース・ファクタリング契約の存在と、企業の運転資本及び流動性との関係性の程度について評価したいと考えている。具体的には、以下の目的を有している。
 - (1) リバース・ファクタリング契約が企業の運転資本の管理にどのように影響を及ぼしているのか（当該契約の対象となる買掛金の合計金額、及び主要な財務指標（例えば、フリー・キャッシュフロー又は支払期日等）に及ぼす影響の双方の観点）
 - (2) もしリバース・ファクタリング契約が利用できなくなった場合に、企業の財政状態はどのように変化するのか（言い換えると、リバース・ファクタリン

グ契約は企業の流動性にどのような影響を及ぼしているのか)

12. これらの目的を達成する助けとして、投資家は、理解を手助けする以下のような情報を求めているとしている。

- (1) リバース・ファクタリング契約の対象となっている合計金額（金融機関がファクタリングした金額とファクタリングしていない金額を含む）
- (2) 財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書において関連する金額をどこに、及びどのように分類しているのか（例えば、当該負債が買掛金又はその他の金融負債として分類されているのか及びその理由を理解するため）
- (3) リバース・ファクタリング契約の性質（信用期間の延長状況、支払期日比率に当該契約が及ぼす影響、当該影響の期間を含む）
- (4) 企業が晒されているリスク（例えば、リバース・ファクタリング契約により生じる流動性リスクなど）及び当該リスクの管理方法
- (5) リバース・ファクタリング契約に関与している金融機関

（IASB スタッフによる分析結果）

13. IASB スタッフによれば、IFRS 基準は、投資家のニーズの一部に対処する要求事項を含んでいるとして、特に財務諸表を理解するうえで目的適合性がある場合には、企業は以下の対応が求められることとなるとしている。

- (1) リバース・ファクタリング契約の対象となる負債を区分して表示する。
- (2) 当該負債に適用される会計方針を開示する。
- (3) リバース・ファクタリング契約から生じる流動性リスクに対するエクスポージャーに関する情報を提供する。

14. しかしながら、既存の要求事項を適用して企業が提供する情報だけでは、投資家のニーズのすべてを満たせない可能性があるとしており、特に、リバース・ファクタリング契約の性質及び当該契約が企業の運転資本に及ぼしている影響状況に関する情報は入手できない可能性があるとしている。当該観点からの具体的な開示要求事項がなければ、どの企業が当該契約を締結しているのか、及び当該契約が財務諸表に及ぼす影響について明確ではないため、比較可能性が妨げられるリスクが存在するとしている。

（IASB スタッフの結論）

15. IASB スタッフは、追加的な開示要求事項を含めるために IFRS 基準を改訂することにより、企業が締結したリバース・ファクタリング契約に関する有用な情報を投資家に対して提供できるようになると結論付けている。なお、その場合には、投資家の情報ニーズを既に特定しており、リバース・ファクタリング契約の定義を作成するための時間は要しないため、狭い範囲のプロジェクトになるであろうとしている。

(IASB スタッフの推奨事項)

16. IASB スタッフは、以下の推奨事項を示している。

- (1) リバース・ファクタリング契約の一部である負債の分類、及び当該契約から生じる流動性リスクの開示に関する基準設定プロジェクトを追加しない。その代わりに、IFRS 基準がリバース・ファクタリング契約の会計処理に対してどのように適用されるのかを概略するアジェンダ暫定決定を公表することを推奨する（アジェンダ暫定決定の提案文言については、別紙 1 参照）。
- (2) 当該契約に関する開示要求事項を開発するために、狭い範囲の基準設定プロジェクトについて検討する。

なお、当該プロジェクトについては、IASB スタッフの分析に基づき、以下の予備的見解が示されている。

- ① 開示対象とする取引の範囲については、契約名称として様々な名称が使用されているという状況を踏まえ、リバース・ファクタリング契約と経済的に類似するものも含めるために「自己の仕入先への債務に対して資金供給するために企業が締結した契約」とする（リバース・ファクタリング契約と銘打っている契約に限定しない）。
- ② 上記(1)で検討対象として特定した取引について、具体的な開示目的として以下の 3 つの目的を定めるとともに、当該開示目的に基づき提供される一連の情報が結果として投資家の情報ニーズを満たしているか否かを企業が検討することを促進させるために全体的な開示目的を定める。
 - 当該取引を特定し、その内容について説明する情報の開示
 - 当該取引から生じるリスクの範囲に関する情報の開示
 - 当該報告期間において、当該取引が企業の財政状態及びキャッシュ・フローにどのように影響を及ぼしたのかに関する情報の開示

AP2

以 上

別紙1 2020年6月のアジェンダ・ペーパーに記載された「アジェンダ決定案」の仮訳

サプライチェーン・ファイナンス（リバース・ファクタリング） - AP2

委員会は、リバース・ファクタリング契約の表示及び開示に関する要望を受けた。要望書は、具体的には下記について質問していた。

- (1) リバース・ファクタリング契約に関連する債務の表示方法（すなわち、関連するインボイスがリバース・ファクタリング契約の一部である場合における、受け取った財又はサービスに対する支払債務の表示方法）
- (2) リバース・ファクタリング契約に関して、企業が財務諸表上開示することが求められている内容

リバース・ファクタリング契約においては、企業が仕入先に対して負っている債務残高を支払う金融機関、及び当該金融機関に対して返済を行う当該企業が関与している。

（財政状態計算書における表示）

IAS 第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」という。）は、企業の財政状態計算書における負債の表示に関する要求事項を定めている。IAS 第1号第54項は、「買掛金及びその他の未払金」をその他の金融負債とは区分して表示することを企業に求めている。なぜなら、それらに重要性がある場合、性質又は機能の違いが大きく、区分して表示することが正当化されるためである（IAS 第1号第57項参照）。

IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第37号」という。）第11項(a)は、“買掛債務は、納入又は提供されていて、請求されたか又は仕入先と正式に合意した財又はサービスに対して支払うべき負債である”と述べており、また、IAS 第1号第70項は、“流動負債の中には、買掛金（省略）のように、正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成するものがある”と説明している。

したがって、委員会は、下記をすべて満たす場合に限り、企業は金融負債を買掛金として表示すると結論付けた。

- (1) 財又はサービスに対して支払う負債を示すものであること
- (2) 請求されたか又は仕入先と正式に合意していること
- (3) 企業の正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成すること

IAS 第1号第29項は、重要性がない場合を除き、性質又は機能が異質な項目を区別

して表示することを企業に求めている。また、IAS 第 1 号第 57 項は、ある項目又は類似の項目を集約したものの大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態を理解するうえで目的適合性がある場合に、財政状態計算書上、表示項目として含まれると定めている。

したがって、委員会は、企業は、IAS 第 1 号を適用して以下のように表示すると結論付けた。

- (1) その性質又は機能が買掛金と類似している場合（すなわち、企業の正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成している場合）に限り、当該未払金を買掛金とあわせて表示する、及び
- (2) その大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合には、リバース・ファクタリング契約の一部である負債をその他の金融負債と区別して表示する。当該負債を区分表示するか否かを企業が評価する際、その金額、性質及び返済時期について検討する（IAS 第 1 号第 58 項参照）。

リバース・ファクタリング契約の一部である負債について、IAS 第 1 号第 58 項が定める評価を行う際、企業は、以下の事由について検討する可能性があると委員会は考えている。

- (1) 当該契約がなければ仕入先は利用できない金融機関に対して、追加的な経済的保証（security）を提供しているか否か
- (2) 当該契約の一部である負債の契約条件が、当該契約の一部ではない負債の契約条件と著しく異なっているか否か（例えば、当該契約の一部である負債の信用期間が 60 日間であるのに対し、当該契約の一部ではない負債の信用期間が 30 日間である場合など）

（既に計上されている金融負債の認識の中止）

仕入先からの財又はサービスに対して支払う既存の負債について企業がリバース・ファクタリング契約を締結する際、当該企業は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を適用し、当該負債の認識の中止を行うか（そして新たな負債を認識するか）否かについて評価する。金融負債の消滅（すなわち、契約上特定された義務の免責、取消又は失効）により、当該負債の認識の中止が行われる。

仕入先に対する買掛金について認識の中止を行い金融機関に対する新たな金融負債を認識する企業は、IAS 第 1 号を適用し、財政状態計算書上、当該新たな負債をどのよ

うに表示するかについて決定する（「財政状態計算書における表示」と題したセクション参照）。

（キャッシュ・フロー計算書における表示）

IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第7号」という。）は、(a)営業活動を「企業の主たる収益獲得活動及びその他の活動のうち、投資活動でも財務活動でもないもの」として、そして(b)財務活動を「企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらす活動」として定義している。

リバース・ファクタリング契約を締結した企業は、当該契約にかかわるキャッシュ・フローについて、営業活動によるキャッシュ・フロー又は財務活動によるキャッシュ・フローに分類するかを決定する。委員会は、関連負債の財政状態計算書上の表示方法に関する評価は、キャッシュ・フローが営業活動又は財務活動から生じているのかを決定する際に役立つことが見込まれると考えている。例えば、企業が、関連負債について、企業の主たる収益獲得活動に用いられる運転資本の一部を構成する買掛金として取り扱う場合、当該負債を決済するためのキャッシュ・アウトフローについては、キャッシュ・フロー計算書上、営業活動から生じるものとして表示する。他方、関連負債について、企業の借入を意味するため買掛金又はその他の未払金に該当しないものとして取り扱う場合、当該負債を決済するためのキャッシュ・アウトフローについては、キャッシュ・フロー計算書上、財務活動から生じるものとして表示する。

現金及び現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引は、キャッシュ・フロー計算書から除外しなければならない（IAS 第7号第43項参照）。したがって、あるインボイスがファクタリングされた際、キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローが発生している範囲で当該キャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書上表示する。ある財務取引中、キャッシュ・フローが発生していない範囲については、財務活動に関するすべての目的適合性のある情報が提供されるような方法で当該取引について開示する（IAS 第7号第43項参照）。

（財務諸表に対する注記）

IAS 第7号第44項Aは、“財務活動から生じた負債の変動（キャッシュ・フローから生じた変動と非資金変動の両方を含む）を財務諸表利用者が評価できるようにする開示”を提供することを企業に求めている。委員会は、リバース・ファクタリング契約の一部である負債に関しても、そのキャッシュ・フローが財務活動から生じるキャッシュ・フローに分類された場合（又はその将来キャッシュ・フローが財務活動から生じるキャッシュ・フローに分類されることとなる場合）においては、そのような開示が求められる

と考えている。

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）は、流動性リスクを、“現金又は他の金融資産を引き渡すことにより決済される金融負債に関連する債務を履行するにあたり企業が困難に直面するリスク”と定義している。委員会は、以下の理由から、リバース・ファクタリング契約が実施されている場合においては流動性リスクが発生することが多いと考えている。

- (1) 当該企業は、負債の一定部分を、様々な仕入先の集団ではなく一つの金融機関に集中させており、またリバース・ファクタリング契約を提供している当該金融機関から他の形で資金提供を受けている可能性がある。したがって、もし当該企業はその債務の履行にあたり困難に直面した場合にあっては、このような集中化により、その取引相手に対して重要な金額を一時に支払わなければならないリスクが高まっている。
- (2) 一部の仕入先は、リバース・ファクタリング契約における買掛金の期限前弁済を当然と考えているか、又は依存している可能性がある。もし金融機関が当該リバース・ファクタリング契約を撤回した場合、これらの仕入先がより短い信用期間を要求するリスクがある。特に財務的に困難な状況に当該企業が陥っている場合においては、当該企業の負債決済能力に影響を及ぼし得ることとなる。

IFRS 第 7 号第 33 項及び第 34 項は、流動性リスクがどのように発生したのか、当該リスクの管理の目的、方針及び手続、報告期間の末日現在で流動性リスクに晒されている程度に関する定量的データの要約、及びリスクの集中に関して開示することを企業に求めている。また、IFRS 第 7 号第 39 項及び B11F 項は、更なる要求事項及び流動性リスクの開示を提供する際に企業が検討する可能性がある事由について定めている。

リバース・ファクタリング契約による影響に関して、財務諸表における追加的な開示を提供する程度を決定する際、企業は判断を行使する。この点、委員会は、以下のよう

- (1) リバース・ファクタリング契約に係る負債及びキャッシュ・フローの表示方法に関して評価する際、判断が必要となる可能性がある。当該判断が、経営者が行った判断のうち財務諸表に認識されている金額に最も重要な影響を及ぼしているものである場合、企業は当該判断について開示する（IAS 第 1 号第 122 項参照）。
- (2) リバース・ファクタリング契約は、企業の財務諸表に対して重要な影響を及ぼしている可能性がある。企業は、財務諸表を理解するうえで目的適合性が認められる範囲で、リバース・ファクタリング契約に関する情報を財務諸表上開示する

(IAS 第 1 号 112 項参照)。

委員会は、IFRS 基準の原則及び要求事項は、リバース・ファクタリング契約の一部である負債の表示、及び当該契約により生じる流動性リスクに関して開示する情報を決定するための十分な基礎を提供しているものと結論付けた。したがって、委員会はこの事項を基準開発アジェンダに追加しないことを[決定した]。

以 上

別紙2 リバース・ファクタリング契約に対する IFRS 基準の適用 に関する IASB スタッフの分析

(財政状態計算書における取扱い)

表 示

1. 企業が仕入先から財又はサービスを受け取り、関連するインボイスを即時に決済しない場合、負債を認識する。当該企業は、IAS 第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第1号」という。)を適用し、当該負債の財政状態計算書における表示方法を決定することが求められている。
2. IAS 第1号第54項は、「買掛金及びその他の未払金」を「金融負債」とは区分して財政状態計算書上表示することを企業に求めている。なお、「金融負債」は、「買掛金及びその他の未払金」及び「引当金」として表示された金額を除外している。他方、「買掛金及びその他の未払金」については、IFRS 基準は明確な定義を定めていないものの、以下のような規定がある。
 - (1) IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」(以下「IAS 第37号」という。)第11項(a)は、“買掛債務は、納入又は提供されていて、請求されたか又は仕入先と正式に合意した財又はサービスに対して支払うべき負債である”と述べている。
 - (2) IAS 第1号第70項は、“流動負債の中には、買掛金(省略)のように、正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成するものがある”と説明している。
3. IASB スタッフは、これらの規定は、ある金融負債を買掛金として表示すべきか否かを評価する際に助けとなるとしており、具体的には、買掛金として表示するためには、下記をすべて満たすことが必要であると考えられるとしている。
 - (1) 財又はサービスに対して支払う負債を示すものであること
 - (2) 請求されたか又は仕入先と正式に合意していること
 - (3) 企業の正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成すること
4. また、IFRS 基準は、「その他の未払金」に関する記述を含んでいないが、IAS 第1号第29項は、“企業は、類似した項目の重要性のあるクラスのそれぞれを財務諸表上で区別して表示しなければならない。企業は、重要性がない場合を除き、性質又は

機能が異質な項目を区別して表示しなければならない”と述べている。

したがって、重要性があり、その他の重要性がある項目とは異質な性質又は機能を有する項目は区分して表示する必要があるため、「その他の未払金」は、「買掛金」と類似する性質又は機能を有していることが示唆されるとして、「その他の未払金」を買掛金とあわせて表示するためには、当該未払金を買掛金と類似する性質又は機能を有していること（すなわち、企業の正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成するものとして発生していること）が必要であると考えられている。

5. また、IAS 第 1 号第 55 項は、企業の財政状態を理解するうえで目的適合性がある場合には、同第 54 項において示されている表示項目に加えて、追加表示する項目について規定している。そして、同第 57 項は、ある項目又は類似の項目を集約したものの大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態を理解するうえで目的適合性がある場合には、財政状態計算書上、表示項目として含まれると追記している。

したがって、IASB スタッフは、その大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合には、リバース・ファクタリング契約の対象となる負債を区別した項目として表示することになっているとしている。また、当該負債を区分表示するか否かを企業が評価する際、その金額、性質及び返済時期について検討するとしている（IAS 第 1 号第 58 項参照）。

認識の中止

6. 企業が、既存の買掛金を対象としてリバース・ファクタリング契約を締結した場合、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における認識の中止に関する規定を適用し、当該負債について認識の中止を行うか否かを評価する。IFRS 第 9 号第 3.3.1 項は、“企業は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された義務が免責、取消し、又は失効となった時に、かつ、その時にのみ、財政状態計算書から金融負債（又は金融負債の一部）を除去しなければならない”と述べている。
7. リバース・ファクタリング契約を締結することにより、買掛金が免責、取消し又は失効となった場合には、企業は当該買掛金の認識の中止を行い、金融機関に対する新たな金融負債を認識する。その場合、IASB スタッフは、IAS 第 1 号第 54 項から第 59 項を適用し、当該金融負債の性質又は機能が、区分表示が求められる程、買掛金及びその他の未払金のものとは十分に異なるか否かを評価することとしている。また、そのような評価を企業が行う際、企業が検討する可能性がある事由の例として、以下の項目を示している。

- (1) 当該契約がなければ仕入先は利用できない金融機関に対して、追加的な経済的保証（security）を提供しているか否か
- (2) 当該契約の一部である負債の契約条件が、当該契約の一部ではない負債の契約条件と著しく異なっているか否か（例えば、当該契約の一部である負債の信用期間が 60 日間であるのに対し、当該契約の一部ではない負債の信用期間が 30 日間である場合など）

（キャッシュ・フロー計算書における取扱い）

営業活動から生じるキャッシュ・フロー又は財務活動から生じるキャッシュ・フロー

8. IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）は、(a) 営業活動を「企業の主たる収益獲得活動及びその他の活動のうち、投資活動でも財務活動でもないもの」として、そして (b) 財務活動を「企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらす活動」として定義している。
9. ある金融負債の財政状態計算書における表示方法と当該負債から生じるキャッシュ・フローのキャッシュ・フロー計算書における表示方法とは直接的な関係性はないとしながらも、IASB スタッフは、リバース・ファクタリング契約の文脈においては、下記のとおり、双方の計算書における表示に関して類似する結論に至ることが見込まれるとしている。
 - (1) 当該負債を買掛金として表示する場合、当該負債を決済するために生じるキャッシュ・アウトフローを営業活動から生じるキャッシュ・フローとして表示することが見込まれる。なぜなら、そのようなキャッシュ・アウトフローは、企業の主要な収益活動の一部であると考えられるためである。
 - (2) 他方、当該負債を買掛金又はその他の未払金ではないとして取り扱う場合、当該負債は正常な営業循環期間において使用される運的資本の一部を構成しないことを理由としていると考えられるため、当該負債を決済するためのキャッシュ・アウトフローは、営業活動から生じるキャッシュ・フローではなく、財務活動から生じるキャッシュ・フローに該当することが見込まれる。

総額表示

10. 一部の企業は、リバース・ファクタリング取引について、キャッシュ・フロー計算書において下記のように総額で表示しているとしている。

- (1) 金融機関がインボイスをファクタリングした際、当該企業は、営業活動から生じるキャッシュ・アウトフロー及び財務活動から生じるキャッシュ・インフローを表示する。また、
- (2) 当該負債が決済された際、当該企業は、財務活動から生じるキャッシュ・アウトフローを表示する。
11. IAS 第7号第43項は、“現金及び現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引は、キャッシュ・フロー計算書から除外しなければならない。当該取引は、投資活動及び財務活動に関するすべての関連性のある情報が提供されるような方法で、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。”と述べている。
- また、同第44項は、“多くの投資活動及び財務活動は、企業の資本や資産の構成に影響を与えるが、現在のキャッシュ・フローには直接の影響がない。非資金取引をキャッシュ・フロー計算書に含めないことは、キャッシュ・フロー計算書の目的と整合する。それらの項目は当期のキャッシュ・フローを伴わないからである。(省略)”と述べている。
12. リバース・ファクタリング契約の契約条件はそれぞれ異なっており、例えば、ある契約では、金融機関がインボイスをファクタリングする際に当該企業においてキャッシュ・フローが生じる場合がある。IASB スタッフによれば、そのような状況下では、キャッシュ・フロー計算書において当該キャッシュ・フローを表示するものの、逆に、キャッシュ・フローが発生しない場合には、キャッシュ・フロー計算書において当該取引を除外し、非資金取引として取り扱わなければならないとしている。

(財務諸表に対する注記における取扱い)

流動性リスク

13. 財政状態計算書における表示方法にかかわらず、リバース・ファクタリング契約の一部である負債は、金融負債(すなわち、現金を他の企業に引き渡す契約上の義務)に該当するため、IFRS 第7号「金融商品：開示」(以下「IFRS 第7号」という。)における金融負債に関する開示の要求事項が適用される。
- IFRS 第7号は、流動性リスクを、“現金又は他の金融資産を引き渡すことにより決済される金融負債に関連する債務を履行するにあたり企業が困難に直面するリスク”と定義している。また、同BC67項は、更に“流動性リスク(略)は、企業が予想していたより早期に負債の返済を要求される可能性により生じる。”と説明している。
14. IASB スタッフによれば、下記の2つの主な方法により、リバース・ファクタリング

契約は、流動性リスクを発生させるとして、リバース・ファクタリング契約から生じる流動性リスクに対するエクスポージャーに関する情報を企業が開示することが予想されるとしている。

- (1) 当該企業は、負債の一定部分を、様々な仕入先の集団ではなく一つの金融機関に集中させており、またリバース・ファクタリング契約を提供している当該金融機関から他の形で資金提供を受けている可能性がある。したがって、もし当該企業がその債務の履行にあたり困難に直面した場合にあって当該金融機関が未決済残高の返済を求めたとしたら、このような集中化により、重要な金額を即時に支払わなければならないリスクが高まっている。
- (2) 一部の仕入先は、リバース・ファクタリング契約における買掛金の期限前弁済を当然と考えているか、又は依存している可能性がある。もし金融機関が当該リバース・ファクタリング契約を撤回した場合、これらの仕入先がより短い信用期間を要求するリスクがある。特に財務的に困難な状況に当該企業が陥っている場合においては、当該企業の負債決済能力に影響を及ぼし得ることとなる。

15. IFRS 第 7 号は、金融商品から生じる流動性リスクに対するエクスポージャーに関する定量情報及び定性情報の双方を開示することを企業に求めている。例えば、IFRS 第 7 号第 33 項及び第 34 項は、流動性リスクがどのように発生したのか、当該リスクの管理の目的、方針及び手続、報告期間の末日現在で流動性リスクに晒されている程度に関する手力的データの要約、及びリスクの集中に関して開示することを企業に求めている。

財務活動により生じる負債の変動

16. IAS 第 7 号第 43 項は、財務活動及び投資活動に係る非資金取引については、当該取引に関するすべての目的適合性のある情報が提供されるような方法で財務諸表上開示することを企業に求めている。

さらに、IAS 第 7 号第 44 項 A は、“企業は、財務活動から生じた負債の変動（キャッシュ・フローから生じた変動と非資金変動の両方を含む）を財務諸表利用者が評価できるようにする開示を提供しなければならない”と規定しており、企業は当該開示目的を満たす情報の提供が求められている。
17. したがって、IASB スタッフは、リバース・ファクタリング契約の一部である負債に関しても、そのキャッシュ・フローが財務活動から生じるキャッシュ・フローに分類された場合（又はその将来キャッシュ・フローが財務活動から生じるキャッシュ・フローに分類されることとなる場合）においては、そのような開示が求められるで

あろうとしている。

重要な判断

18. IAS 第1号第122項は、経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重要な影響を及ぼしているものを開示することを企業に求めている。

したがって、IASB スタッフは、リバース・ファクタリング契約における契約条件の内容及び企業にとってのその重要性によっては、当該リバース・ファクタリング契約が企業の財務諸表に及ぼす影響に関して評価する際、判断を伴う可能性があり、その場合には開示が必要になるとしている。

19. 更に、IAS 第1号第112項(c)は、財務諸表において表示されていないが、財務諸表を理解するうえで目的適合性がある情報を提供することを企業に求めている。

したがって、IASB スタッフは、リバース・ファクタリング契約の使用が企業の財務諸表に重要な影響を及ぼしている場合、財務諸表を理解するうえで目的適合性がある、当該リバース・ファクタリング契約に関する追加的な情報を提供することが必要になるとしている。

以 上

別紙3 関連する IFRS 基準の規定

IAS 第1号 「財務諸表の表示」

一般的特性

重要性と集約

- 29 企業は、類似した項目の重要性のあるクラスのそれぞれを財務諸表上で区別して表示しなければならない。企業は、重要性がない場合を除き、性質又は機能が異質な項目を区別して表示しなければならない。

[参照：「概念フレームワーク」2.11項]

財政状態計算書

財政状態計算書に表示すべき情報

- 57 本基準は、企業が項目を表示する順序や様式を定めない。第54項は、単に、性質又は機能の違いが十分に大きいことにより財政状態計算書の本体上で区分表示することが必要となる項目を列挙したものである。さらに、

(a) 表示項目は、ある項目又は類似の項目を集約したものの大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態【参照：「概念フレームワーク」1.12項から1.14項】の理解への目的適合性がある場合に記載される。

(b) 項目又は類似の項目を集約したものに使用する表記及び記載順序は、企業の性質及びその取引の性質に応じて、当該企業の財政状態の理解への目的適合性がある情報を提供するために、修正することができる。例えば、金融機関は、金融機関の営業に関連性のある情報を提供するために、上記の表記を修正することができる。

- 58 企業は、追加の項目を別個に表示するか否かを、次の事項の検討に基づいて判断する。

- (a) 資産の内容及び流動性
- (b) 企業内における資産の機能
- (c) 負債の金額、内容及び返済時期

流動負債

- 70 流動負債の中には、買掛金や人件費その他の営業費用の未払額などのように、正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成するものもある。企業はそのような営業関連項目を

流動負債に分類する。たとえ決済期限が到来するのが報告期間後12か月超であっても同じである。企業の資産及び負債の分類には、同一の正常営業循環期間を適用する。企業の正常営業循環期間が識別可能でない場合には、その期間は12か月と想定される。

注 記

構 成

- 112 注記は、次のことを行わなければならない。
- (a) 第117項から第124項に従って、財務諸表の作成の基礎及び使用した具体的な会計方針に関する情報を表示する。
 - (b) IFRSで要求している情報のうち、財務諸表のどこにも表示されていないものを開示する。
 - (c) 財務諸表のどこにも表示されていないが、財務諸表の理解への目的適合性のある情報を提供する。

会計方針の開示

- 122 企業は、重要な会計方針又は他の注記とともに、見積もりを行う判断（第125項参照）とは別に、経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重要な影響を与えているものを開示しなければならない。

IAS 第7号 「キャッシュ・フロー計算書」

非資金取引

- 43 現金及び現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引は、キャッシュ・フロー計算書から除外しなければならない。当該取引は、投資活動及び財務活動に関するすべての関連性のある情報が提供されるような方法で、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。
- 44 多くの投資活動及び財務活動は、企業の資本や資産の構成に影響を与えるが、現在のキャッシュ・フローには直接の影響がない。非資金取引をキャッシュ・フロー計算書に含めないことは、キャッシュ・フロー計算書の目的と整合する。それらの項目は当期のキャッシュ・フローを伴わないからである。非資金取引の例には、次のものがある。
- (a) 取得する資産に直接関連する負債の引受け又はリースによる資産の取得
 - (b) 持分の発行による企業の取得
 - (c) 債務の資本への転換

IAS 第37号 「引当金、偶発負債及び偶発資産」

引当金と他の負債

- 11 引当金は、買掛債務や未払費用などの他の負債とは区別することができる。決済時に必要とされる将来の支出の時期と金額に不確実性があるからである。対比してみると、
- (a) 買掛債務は、納入又は提供されていて、請求されたか又は納入業者と正式に合意した財又はサービスに対して支払うべき負債である。

IFRS 第7号 「金融商品：開示」

金融商品から生じるリスクの内容及び程度

定性的開示

- 33 金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) リスクに対するエクスポージャー及び当該リスクがどのように生じたのか
- (b) リスク管理の目的、方針及び手続並びにリスクを測定するために用いている方法
- (c) 過年度からの(a)又は(b)における変更

[参照：適用ガイダンスIG15項からIG17項]

定量的開示

- 34 金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 企業が報告期間の末日現在でリスクに晒されている程度に関する定量的データの要約。この開示は、企業の経営幹部（IAS 第24号「関連当事者についての開示」の定義による）、例えば企業の取締役会や最高経営責任者に対して内部的に提供される情報を基礎としなければならない。
- [参照：**
- B7項及びB10A項**
- 結論の根拠BC47項及びBC58A項(b)]**
- (b) (a)に従って提供されていない範囲で、第35A項から第42項で要求されている開示
- [参照：結論の根拠BC47A項及びBC58B項]**

(c) (a)及び(b)に従って行う開示から明らかでない場合には、リスクの集中

【参照：

B8項

適用ガイダンスIG18項及びIG19項】

35 報告期間の末日現在で開示されている定量的データが、当期中の企業のリスクに対するエクスポージャーを表すものでない場合には、それを表す追加的な情報を提供しなければならない。

【参照：

結論の根拠BC48項

適用ガイダンスIG6項及びIG20項】

流動性リスク

【参照：

付録A

結論の根拠BC57項からBC58D項】

39 企業は次の事項を開示しなければならない。

(a) デリバティブ以外の金融負債（発行した金融保証契約を含む）について残りの契約上の満期を示す満期分析

【参照：

B10A項からB11A項、B11C項及びB11D項

適用ガイダンスIG31A項】

(b) デリバティブ金融負債についての満期分析。この満期分析は、契約上の満期がキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるデリバティブ金融負債についての残存する契約上の満期を含んでいなければならない（B11B項参照）。

【参照：B10A項からB11D項】

(c) (a)及び(b)に固有の流動性リスクをどのように管理しているかの説明

【参照：B11E項及びB11F項】

定量的な流動性リスク開示（第34項(a)並びに第39項(a)及び(b)）

B11F 第39項(c)で求めている開示を提供する際に企業が考慮するかもしれない他の要因には、企業が次のようであるかどうかが含まれる。ただし、これらに限定されるものではない。

(a) 流動性の必要を満たすために利用できる借入枠（例えば、コマーシャル・ペーパーの発行枠）又は他の信用枠（例えば、スタンドバイ信用枠）の約束がある。

- (b) 流動性の必要を満たすために中央銀行に預金を保有している。
- (c) 非常に多様な資金調達源を有している。
- (d) 資産あるいは資金調達源に流動性リスクの著しい集中がある。
- (e) 流動性リスクを管理するための内部統制手続及び危機管理計画がある。
- (f) 加速化された返済条件（例えば、企業の信用格付けの引下げの際の）を含んだ金融商品を有している。
- (g) 担保の差入れ（例えば、デリバティブについてのマージン・コール）を要求される可能性のある金融商品を有している。
- (h) 金融負債を現金（又は他の金融資産）の引渡しにより決済するか自らの株式の引渡しにより決済するかを選択を企業に認める金融商品を有している。
- (i) マスターネットティング契約の対象となる金融商品を有している。

IFRS 第9号「金融商品：開示」

金融負債の認識の中止

3.3.1 企業は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された義務が免責、取消し、又は失効となった時に、かつ、その時にのみ、財政状態計算書から金融負債（又は金融負債の一部）を除去しなければならない。

【参照：

B3.3.1項からB3.3.5項及びB3.3.7項

適用ガイダンス質問B.32]

以 上